

成城大学研究活動不正防止計画

I. 管理責任体制

成城大学（以下「本学」という。）は、研究活動に係る不正防止推進及び公的研究費の公正かつ適正な運営・管理のため、次のとおり管理責任体制を整備する。

1. 「最高管理責任者」

学長は、研究活動に係る不正防止推進及び公的研究費の公正かつ適正な運営・管理のための最終責任を負い、以下に挙げる責任者等の任務遂行に際し、適切にリーダーシップを発揮する。

2. 「統括管理責任者」

副学長及び大学事務局長は、最高管理責任者を補佐し、本学における研究活動全般について、機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

3. 「コンプライアンス推進責任者」

学部長、研究科長、教育施設センター長、研究所長、研究機構長は、各部局に所属する研究者の研究活動の管理責任と監督権限を持ち、研究者及び研究を支援する教職員（以下「構成員」という。）が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、実施状況を確認するとともに、必要に応じて改善を指導し、統括管理責任者に状況報告する。また、構成員に対しコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

4. 「研究倫理教育責任者」

学部長、研究科長、教育施設センター長、研究所長、研究機構長は、各部局に所属する研究者の研究活動に係る不正を事前に防止し、公正な研究活動を推進する責任と権限を持ち、構成員への不正防止推進のための対策を実施し、実施状況を確認するとともに、状況を統括管理責任者に報告し、構成員の研究倫理に関する理解度を把握し、必要に応じて改善を指導する。また、構成員に対し研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督する。

5. 「研究費管理部局責任者」

研究機構事務室長、第一種研究センター長、研究所主事は、公的研究費を実質的に管理し、部局全体を統括する責任と権限を持つ。研究機構事務室及び研究所は、管理部局として公的研究費に係る学内外に対する諸手続と収支管理、購入物品の検収等を所管する。

6. 「研究戦略委員会」

最高管理責任者のもとに研究戦略委員会を設置する。委員会は本学の研究の基本戦略、学内外の競争的資金、学術交流の促進、研究環境の整備、研究の評価・活性化、研究成果の公表及び広報活動、不正防止計画の策定、不正防止の推進等を主な任務とする。

II. 不正防止計画

本学は、研究活動に係る不正防止推進及び公的研究費の公正かつ適正な運営・管理のため、次のとおり不正防止計画を策定する。

1. 責任体系の明確化

不正発生要因	防止計画及び実施状況
責任体系が不明瞭なことにより、公的研究費の運営・管理に対する責任意識が低下し、研究活動に係る不正防止の推進が十分に行われない。	本学の研究活動における責任体制を「基本方針」「管理責任体制図」等に定める。
	不正防止計画に関する説明会の実施やホームページでの公開等により学内外に周知する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因	防止計画及び実施状況
事務処理手続等のルールが不明確なことにより、構成員の理解度が低下している。	事務処理マニュアル「成城大学公的研究費使用ルール」を策定し、構成員に配付するとともに、説明会等で周知する。
ルールと運用の実態が乖離している。	配分機関や学内のルール改正等に適切に対応し、常に正しい情報を「成城大学公的研究費使用ルール」に反映させる。
コンプライアンス、研究倫理に対する関係者の意識が希薄である。	すべての構成員を対象にコンプライアンス教育、研究倫理教育等を実施し、不正防止推進及び公的研究費の公正かつ適正な運営・管理について周知する。
研究資金が公的研究費であり、機関による管理が原則であるという意識が希薄である。	すべての構成員に公的研究費の運営・管理に関する誓約書の提出を求める。
自身の行為が不正に該当するか否かの理解度が低く、不正行為に対する認識が甘い。	不正防止推進に関する相談窓口を設置し、構成員からの質問や相談に応じる。
	不正行為が疑われる事案の通報等があった場合の調査委員会設置、調査体制、調査方法、調査結果の公表等、不正に係る調査に関する詳細について規定する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生要因	防止計画及び実施状況
不正防止計画が策定されているにもかかわらず、不正行為が発生する。	モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、不正防止計画を定期的に見直す。
	不正事案が発生した場合、徹底した調査により不正発生要因を明確化し、再発防止のための対策を講ずる。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	防止計画及び実施状況
予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する。	各研究者の研究計画に基づき、定期的に研究者ごとの予算執行状況を確認し、必要に応じて改善を求める。
発注段階で支出財源の特定がされていない。	研究費繰越制度の活用や、研究費を返還してもその後の採択等に影響がないことを研究者に周知する。
	発注段階での支出財源の特定を徹底するため、説明会等で指導を行う。
特定の業者との緊密な関係が、癒着に繋がって不正な取引に発展する恐れがある。	発注・検収は原則として研究費管理部局が行い、研究者による発注は一定金額以下の場合のみ認められる。
	取引業者から不正に荷担しない旨の誓約書の提出を求めるとともに、不正な行為の依頼等があった場合は直ちに本学通報等受付窓口へ通報することを要請する。

出張等の事実確認が不十分な場合や、適正な物品検収が行われない場合、架空請求や預け金に繋がる恐れがある。	出張届の事前提出や、領収書等証憑書類・出張報告書の提出を義務付ける。 業者による持ち帰りや物品の換金等を防止するため、業者の入出構管理、シリアル番号の管理等、検収窓口での検収・管理を徹底する。
非常勤雇用者への謝金・アルバイト料や特殊な役務への報酬等の適切な支払いが確認できず、水増し請求が行われる恐れがある。	非常勤雇用者の雇用管理は原則として研究費管理部局が行い、面談や出勤簿等により勤務状況等の確認を徹底する。 特殊な役務の検収は、成果物の有無に応じて、書類による検収や立ち会いによる確認等のルールを定め適切に実行する。

5. 情報発信・共有化の推進

不正発生要因	防止計画及び実施状況
<p>相談窓口や相談方法が不明瞭なため、誤った理解や解釈による不正が発生する。</p> <p>ルールの統一が図られていないため、誤って経費が執行される恐れがある。</p>	<p>研究費管理部局が相談窓口となり、積極的にルールの説明や研究者の相談に対応し誤解を解消するよう努める。</p> <p>相談窓口の設置について、説明会の実施やホームページでの公開などにより、学内外に周知徹底する。</p> <p>相談内容や説明会の理解度を確認し、分かりにくい事案について取りまとめ、マニュアル等に記載する等、適正に伝達されるよう配慮する。</p>
<p>通報等受付窓口が周知徹底されていないため、不正事案の発生への対応が遅れる。</p>	<p>通報者の保護に関する規程や窓口の場所や通報の方法等を明確化し、説明会の実施やホームページでの公開などにより、学内外に周知徹底する。</p>

6. モニタリングの在り方

不正発生要因	防止計画及び実施状況
<p>不正防止推進の具体策が実施されていない場合は、不正発生のリスクが高まる。</p>	<p>公的研究費の適正な管理のため、コンプライアンス推進責任者を中心としたモニタリング体制を整備し、実効性のあるモニタリングを行う。</p> <p>内部監査に関する規程を整備し、研究者及び研究費管理部局に対し定期的に監査を行う。</p> <p>モニタリング及び内部監査により表面化した不正発生要因等をコンプライアンス教育の一環として機関内に周知し、類似事例の再発防止に努める。</p>

Ⅲ. 不正防止計画の見直し

本学は、不正発生要因の把握とその分析をすすめるとともに、配分機関等からの情報提供や、他機関における対応等を参考にしながら、不正防止計画の策定・見直しを行う。

平成27年4月1日
研究戦略委員会